

枠組壁工法構造用製材の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○一般材の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和61年10月4日農林水産省告示第1681号）

（下線部分は改正部分）

新（平成27年3月9日農林水産省告示第512号）	旧
<p>（適用の範囲） 第1条 この格付の表示の様式及び表示の方法は、一般材（製材、<u>枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材</u>、集成材、直交集成板、<u>単板積層材並びに</u>構造用パネルを除く。以下同じ。）の格付の表示に適用する。</p>	<p>（適用の範囲） 第1条 この格付の表示の様式及び表示の方法は、一般材（製材、枠組壁工法構造用製材、集成材、直交集成板、<u>枠組壁工法構造用たて継ぎ材</u>、<u>単板積層材及び</u>構造用パネルを除く。以下同じ。）の格付の表示に適用する。</p>